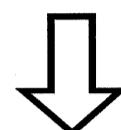


事業推進の心 仮設労働安全新生プラン

**陽のある安全文化の創造**もうよそ  
ヒューマンチーの他人事精こう  
安全足場で身近なもじわせめさやう  
奉心して暮らせる 心豊かな園田**ACCESS新聞**

Alliance Cooperation of Construction Equipment &amp; Scaffolding for Safety

Vol. 156

編集・発行人 篠田伸夫  
発行所  
全国仮設安全事業協同組合本部  
〒108-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋小伝馬町ビル5F)  
TEL: 03-3630-0641  
FAX: 03-3630-0640  
ホームページhttp://www.kasesuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasesuanzen.or.jp 各経道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。電話(011)899-9275 FAX(011)899-9276  
電郵(022)713-6051 FAX(022)713-6052  
東京支部 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋小伝馬町ビル5F) 電話(03)3630-1571 FAX(03)3630-3880  
関西支部 〒590-0029 新潟市西区山6-5-28(日本ビル2-8) 電話(025)257-0068 FAX(025)257-0067  
中部支部 〒457-8530 名古屋市中区日本橋1-2-2 F 電話(052)614-0700 FAX(052)614-0705  
近畿支部 〒530-0006 大阪市北区江之島1-6-8(シャンビアア波座1003号) 電話(06)448-5213 FAX(06)448-5214  
中国支部 〒763-0038 岐阜県大垣市川原町15-5(セモラビルF) 電話(052)58-7720 FAX(052)58-7721  
四国支部 〒783-0038 岐阜県大垣市川原町北132 電話(052)58-7721 FAX(052)58-7722  
九州支部 〒811-2101 福岡県福岡市博多区大字美字古賀ノ口426-9 電話(092)57-0052 FAX(092)57-0053**「足場議連、****建設作業安全改革****国家の社会問題として解決****墜落災害ゼロの制度化  
安全経費と労災保険料の別枠計上  
民間人を活用した監視員制度の導入**

全国仮設安全事業協同組合（ACCESS）は、提言「『国家の社会問題』としての建設現場における墜落災害撲滅に関する制度改正について」を、自民党の「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」の了解を得て作成しました。国土交通省が実施している対策を、民間工事にも義務付けるなど3つの提言のほか、3つの重要課題を指摘しています。小野辰雄理事長が委員で参加している、厚生労働省の「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で、実現を強く求めていく方針です。

平成25年9月5日  
足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会  
座長 小林 謙二様

全国仮設安全事業協同組合  
理事長 小野 辰雄

**「国家の社会問題」としての**

建設現場における墜落災害撲滅に関する制度改正について（提言）  
本日、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」が開催されるに当たり、委員として、建設現場における労働死亡災害の40%を占める墜落災害の撲滅のため、早急なる制度改正を求め、別紙のとおり意見を付し提出を行いますので、検討会にお詫びください。

なお、建設現場において多発する墜落災害を「国家の社会問題」と位置づけ、建設職人の「安全」の確保を第一に、その「地位」と「名譽」と「所得」の保障を目的として設立された「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」（足場議連）から本組合はご指導をいただいているところでありますか、この度の検討会の開催に当たり、足場議連から検討会の内容について報告を求められておりますので念のため申し添えます。

また、この提言は労働法専門の弁護士のご指摘を受け、かつ、足場議連の事前の了解の下に作成したものであることを、併せて申し添えます。

**検討会で三つの提言を行う**

**提言1 「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」を制度化し、官民格差をなくす。**

**【墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策】**

- ① 2歳以上の高所作業においては「最初から安全帯ありき」ではなく、必ず足場を設置すること。
- ② 足場の全層に手すり先行工法による二段手すりと幅木を設置すること。
- ③ 仮設安全監理者等の十分な知識・経験を有する第三者によるチェックリストに基づく足場の安全点検を実施すること。

一方、民間工事では、「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」が義務化されていないため、多数の墜落災害発生の要因となっており、官民格差が生じています。

**提言2 官民の発注者の責任において安全経費と労災保険料を別枠計上するよう義務付け、受注者である元請の責任において安全経費が数次の全ての下請に的確に反映されるよう義務付けるとともに、災害補償については元請が一括して補償の責任を負い、下請として働く労働者はもとより、一人親方であっても労働者として扱い、同等の補償が受けられるよう義務付け、制度化すべき。**

**提言3 上記「提言1」及び「提言2」の実現とともに、当該措置を実効あらしめるため、①民間人を活用した監視員制度の導入等によって監督体制の強化を図る。**

資料1 2011年(1月~12月)建設業の事業場規模別労働災害発生状況

規模	1人	10人	30人	50人	100人	300人	計
乗組	9人	29人	49人	99人	299人	46	16,983
建設業小計	10,504 (290)	4,560 (148)	1,144 (44)	511 (18)	218 (10)	46 (0)	16,983 (510)

( )内は死者数で内数

事業場規模：当該死傷者を直接雇用している事業場(企業)の規模

30人未満(10,504+4,560)÷16,983=88.7%+90%

出典：厚生労働省「平成23年労働者死傷病報告」より

資料2 建設業における足場からの墜落・転落災害の発生状況

(単位：人)	2009年度	2010年度	2011年度
708 (27)	647 (35)	783 (28)	
( )内は死者数で内数			

出典：厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」より

**以上の問題点と指摘点を踏まえた問題解決のための提言**

**提言1 「墜落災害ゼロを目指す3つの絶対的対策」を制度化し、官民格差をなくす。**

(問題点①への対応策)

・ 建設業における足場からの墜落・転落災害の発生状況（資料2）を経年で見ても明らかなように、「安衛則に基づく措置」にいくら力点を置いても足場からの墜落災害は一向に減少していない。

② 「安衛則適用の場合」と「手すり先行工法」の絶対的効果の実態を直視せず、墜落災害を防止するためには「安衛則に基づく措置」を徹底しさえすればそれで十分とは言えないことが分かった。

・ 求められるべきは「墜落防止のための十分な効果を有する措置」である。「安衛則」を適用した場合と「手すり先行工法」を適用した場合との十分な効果を有する措置である。それは後者が前者の58分の1となることが分かる。また、全ての現場に手すり先行工法を適用したと仮定した場合、平成23年度の足場からの墜落労働災害件数は422人から11人に激減し、38分の1になることが分かる。如何に「手すり先行工法」の効果が絶対的であるかは歴然としている。なお、「手すり先行工法」のうち、「手すり据置式」と「手すり先行専用方式」は、結果として安衛則に定める通常作業時の措置をもたらすこととなるため、組立・解体時のみならず通常作業時ににおける墜落災害防止にも効果が高いことは歴然としている。

③ 「組立・解体時において足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況」（資料4）で明らかのように、墜落防止措置を全く実施していない事業場が全体の約80%であり、組立・解体時における現行安衛則では対応できないことが分かる。これは、安全帯を取り付ける部位がないからである。一方、「手すり先行工法」を実施すれば問題は一挙に解決する。

④ 「墜落災害を含む災害は小規模な事業場（企業）に集中。300人以上の事業場（企業）では死亡災害はゼロである。

・ 労働者の死傷者数を事業場（企業）規模別にみると、30人未満が全体の約90%を占めており、一方、300人以上の元請大企業では死亡災害はゼロである（資料1）。

・ 重層下構造の下にある小規模な企業の労働者や一人親方等が災害の発生しやすい作業環境の下で働くされていることが分かる。

⑤ 一人親方等の墜落災害は政府のどこも把握していない。

**応策)**

・ 重層下構造の下にある建設業において墜落災害を撲滅するためには、必要な安全経費が下請の段階で確保されなければならない。また、万一、災害が発生した場合、下請として働く労働者はもとより、一人親方でも災害補償を受けられるよう義務付けられることである。

・ 上記のように安全経費と災害補償が明確になると同時に、間違なく下請へのしわ寄せはなくなり、元請が全ての労災処理をすることになるので、下請で働く労働者はもとより、一人親方でも全面的に災害補償を受けられるようになります。

・ また、発注者において別枠計上することで、必要な経費が競争入札によって削減されるようなどがなくなるばかりでなく、受注に当たって競争条件が平等となり、「公正な競争」が担保されるという労働法上の大変重要な効果を生むことになる。

・ また、発注者において別枠計上することで、必要な経費が競争入札によって削減されるようなどがなくなるばかりでなく、受注に当たって競争条件が平等となり、「公正な競争」が担保されるという労働法上の大変重要な効果を生むことになる。

・ 上記のように、発注者と受注者が安全と災害補償について全面的に責任を負うよう義務化されたならば、国民全体会に安全意識が強くなり、下請で働く労働者や一人親方は安全な作業環境で働くばかりでなく、元請が全ての労災補償について心配することがなくなり、結果として我が国に「建設労働安全社会」が構築されることになる。正に、お互い、ウイン・ウインの関係になる。また、このことは建設職人の「地位」と「名前」と「所得」の向上の一翼をも担うことになる。

提言3 上記「提言1」及び「提言2」の実現とともに、当該措置を実効あらしめるため、①民間人を活用した監視員制度の導入等によって監督体制の強化を図るとともに、②罰則及び指名停止、営業停止、許可取消等の行政処分の厳格な適用が不可欠である。

提言4 検討会における検討事項以外の墜落・転落災害に関する重要課題

資料3 「安衛則適用の場合」と手すり先行工法適用の場合における災害発生率の比較

	2009年度	2010年度	2011年度	
安衛則適用	①適用の割合 (397人) 98.3%	(370人) 97.9%	(418人) 99.1%	
A: (②÷①)	1.425	1.419	1.502	
手すり 先行工法 適用	①適用の割合 (7人) 31.0%	(8人) 31.0%	(4人) 34.0%	
B: (②÷①)	0.055	0.068	0.026	
(A+B)により算定	手すり先行工法を適用した場合の 災害の減少割合: C	26分の1	21分の1	58分の1
すべての現場で手すり先行工法を 適用した場合の災害者数(D)とそ の割合	404人→22人 (18分の1)	378人→26人 (15分の1)	422人→11人 (38分の1)	

Dの式は次のとおり。  
D = (当該年度の全災害者数 - 当該年度の手すり先行工法適用現場の災害者数)  
× C + (当該年度の手すり先行工法適用現場の災害者数)

\* 厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」のデータより作成

資料4 組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況

	2009年度	2010年度	2011年度
死傷者数	90	100	118
墜落防止措置をまったく 実施していないもの	73	75	92

出典：厚生労働省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」より

資料5 「組立・変更後点検」と「第三者点検」の実施状況

	2009年度	2010年度	2011年度



<tbl\_r cells="4" ix="3" maxcspan="1" maxrspan